

姫路天然ガス発電株式会社「（仮称）姫路天然ガス発電所
新設計画環境影響評価準備書」に対する勧告について

令和元年10月24日
経 済 産 業 省
商 務 情 報 政 策 局
産 業 保 安 グ ル ー プ

本日、電気事業法第46条の14第1項の規定に基づき、「（仮称）姫路天然ガス発電所新設計画環境影響評価準備書」について、姫路天然ガス発電株式会社に対し、環境保全の観点から勧告を行った。勧告内容は、別紙のとおり。

また、併せて同条第4項の規定に基づき、兵庫県知事からの意見を勧案するよう、その写しを送付した。

（参考）当該地点の概要

1. 計画概要

場 所：兵庫県姫路市
原動力の種類：ガスタービン及び汽力（コンバインドサイクル発電方式）
出 力：186.78万キロワット

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<環境影響評価配慮書>

計 画 段 階 環 境 配 慮 書 受 理	平成28年 4月13日
環 境 大 臣 意 見 受 理	平成28年 7月 1日
経 済 産 業 大 臣 意 見 発 出	平成28年 7月12日

<環境影響評価方法書>

環 境 影 響 評 価 方 法 書 受 理	平成28年11月 7日
意 見 の 概 要 等 受 理	平成29年 1月19日
兵 庫 県 知 事 意 見 受 理	平成29年 4月19日
経 済 産 業 大 臣 意 見 発 出	平成29年 4月28日

<環境影響評価準備書>

環 境 影 響 評 価 準 備 書 受 理	平成31年 1月31日
意 見 の 概 要 等 受 理	平成31年 4月23日
兵 庫 県 知 事 意 見 受 理	令和元年 8月21日
環 境 大 臣 意 見 受 理	令和元年 9月19日
経 済 産 業 大 臣 勧 告 発 出	令和元年10月24日

問い合わせ先：電力安全課 沼田、小島
電話：03-3501-1742（直通）

1. 総論

本事業の工事の実施及び施設の供用に当たっては、二酸化炭素の排出削減対策を始め、排ガス処理設備の適切な運転管理及び騒音・振動の発生源対策等による大気環境の保全対策、排水の適正な処理及び管理による水環境の保全対策等の環境保全措置を適切に講ずること。

2. 各論

(1) 温室効果ガス

エネルギー使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号。以下、「省エネ法」という。）に基づくベンチマーク指標の目標達成に向けて、社会的な透明性を確保しつつ、できる限り具体的な方針を示して、以下を始めとする事項に取り組むこと。

- ① 本事業の発電技術については、「東京電力の火力電源入札に関する関係局長級会議取りまとめ」（平成25年4月25日経済産業省・環境省）の「BATの参考表【平成26年4月時点】」に掲載されている「(B)商用プラントとして着工済み（試運転期間等を含む）の発電技術及び商用プラントとしての採用が決定し環境アセスメント手続きに入っている発電技術」に相当する高効率の発電設備を導入するとしている。

なお、最新の「BATの参考表【平成29年2月時点】」における(B)以上の高効率の発電設備に該当することから、当該発電設備の運用等を通じて送電端熱効率の適切な維持管理を図ること。

- ② 本事業で発電した電力は、電力業界の自主的枠組み参加事業者に電力を供給するよう努め、確実に二酸化炭素排出削減に取り組むこと。
- ③ 本事業を実施することによる二酸化炭素排出量については、毎年度適切に把握すること。
- ④ 地球温暖化対策計画に位置付けられた我が国の長期的な目標に鑑み、国の二酸化炭素回収・貯留（Carbon Dioxide Capture and Storage: CCS）等に関する検討結果や、二酸化炭素分離回収を始めとした技術開発状況を踏まえ、今後の革新的な二酸化炭素排出削減対策に関する所要の検討を継続的に行うこと。
- ⑤ 事業者における長期的な二酸化炭素排出削減対策について、パリ協定や長期戦略等地球温暖化対策に係る今後の国内外の動向を踏まえ、所要の検討を行い、事業者として適切な範囲で必要な措置を講ずること。

(2) 大気環境

対象事業実施区域及びその周辺には、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法

律第 70 号)に基づく対策地域とされている。また、同区域の周辺には微小粒子状物質(PM2.5)や光化学オキシダント等に関する大気の汚染に係る環境基準を達成していない地点も存在するなど、大気環境の改善が必要な地域であることから、大気環境に係る以下を始めとする事項に取り組むこと。

- ① 対象事業実施区域の周辺には、学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設や多数の住居が存在することから、本事業の工事の実施及び本発電設備の稼働に伴う大気環境への影響が回避・低減されるよう、大気環境の状況について、自らが策定した環境監視計画に基づき継続的に把握し、その結果を踏まえて、必要に応じて、環境保全措置を含めた適切な対応を行うこと。また、継続的な大気環境の改善に向け、地元自治体と密に連携し、周辺住民とのリスクコミュニケーションを推進するとともに、本発電所での発電に当たっての排煙処理設備の維持管理の徹底等、大気汚染物質排出削減対策を講ずること。
- ② 対象事業実施区域の周辺には、稼働中の火力発電所があり、大気環境に係る累積的な影響が懸念されることから、大気環境の状況について、自らが策定した環境監視計画に基づき継続的に把握し、その結果を踏まえて、必要に応じて、適切な環境保全措置を講ずること。
- ③ 微小粒子状物質(PM2.5)に係る最新の知見を踏まえて、必要に応じて追加の環境保全措置を含めた適切な対応を行うこと。

(3) 水環境

対象事業実施区域の周辺海域は、水質汚濁防止法(昭和 45 年法律第 138 号)及び瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和 48 年法律第 110 号)に基づく化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画等に関する指定水域であり、水質汚濁に係る環境基準を達成していない地点も存在するなど、水環境の改善が必要な地域であることから、本事業の工事の実施に伴う水環境への影響が回避・低減されるよう、排水処理設備により水質汚濁物質排出量を抑制するとともに、水環境の状況について、工事期間中、本事業者が策定した環境監視計画に基づき把握し、その結果を踏まえて、必要に応じて、環境保全措置を含めた適切な対応を行うこと。

以上について、その旨を評価書に記載すること。